

**堺市立上神谷支援学校
学校いじめ防止基本方針**

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

本校は知的障害のある児童生徒のための支援学校である。

そもそもいじめとは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員および保護者が、いじめはもちろんのこと、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢でのぞむことが必要である。またどんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等 当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「人権委員会」（関係者会議）

(2) 構成員

校長、教頭、教務主任、部主任、特別支援教育コーディネーター、人権担当（必要に応じて）学年主任、支援部長、養護教諭

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

上神谷支援学校 いじめ防止年間計画			
	小学部	中学部	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 個別的教育支援計画作成 (児童の実態把握) 家庭訪問(全学年) (家庭での様子の把握)	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 個別的教育支援計画作成 (生徒の実態把握) 家庭訪問(全学年) (家庭での様子の把握)	「学校いじめ防止基本方針」の HP更新 学校協議会 (必要に応じて報告) 第1回人権委員会 人権研修(職員)
5月		宿泊学習(1年) (仲間づくり・集団づくり・ コミュニケーション能力育成)	
6月			
7月	期末懇談会 (家庭での様子の把握) 宿泊学習(4年) (仲間づくり・集団づくり・ コミュニケーション能力育成)	期末懇談会 (家庭での様子の把握)	
8月	登校日 (長期休業中の児童の様子確認)	登校日 (長期休業中の生徒の様子確認)	
9月		宿泊学習(2年) (仲間づくり・集団づくり・ コミュニケーション能力育成)	
10月	体育祭 修学旅行(6年) (仲間づくり・集団づくり・ コミュニケーション能力育成)	修学旅行(3年) (仲間づくり・集団づくり・ コミュニケーション能力育成)	
11月	宿泊学習(5年) (仲間づくり・集団づくり・ コミュニケーション能力育成)	体育祭 宿泊学習(1年) (仲間づくり・集団づくり・ コミュニケーション能力育成)	

12月	期末懇談会 (家庭での様子の把握)	期末懇談会 (家庭での様子の把握)	第2回人権委員会
1月			
2月			
3月	期末懇談会 (家庭での様子の把握)	期末懇談会 (家庭での様子の把握)	第3回人権委員会

5 取組状況（PDCA）

人権委員会は、年3回の定例会を開催し、年間計画の確認、学校いじめ防止基本方針の改定、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

また、定例会以外にも必要に応じて拡大人権委員会を開催し、未然防止のための体制の強化や、個別の事象に対する協議を行う。

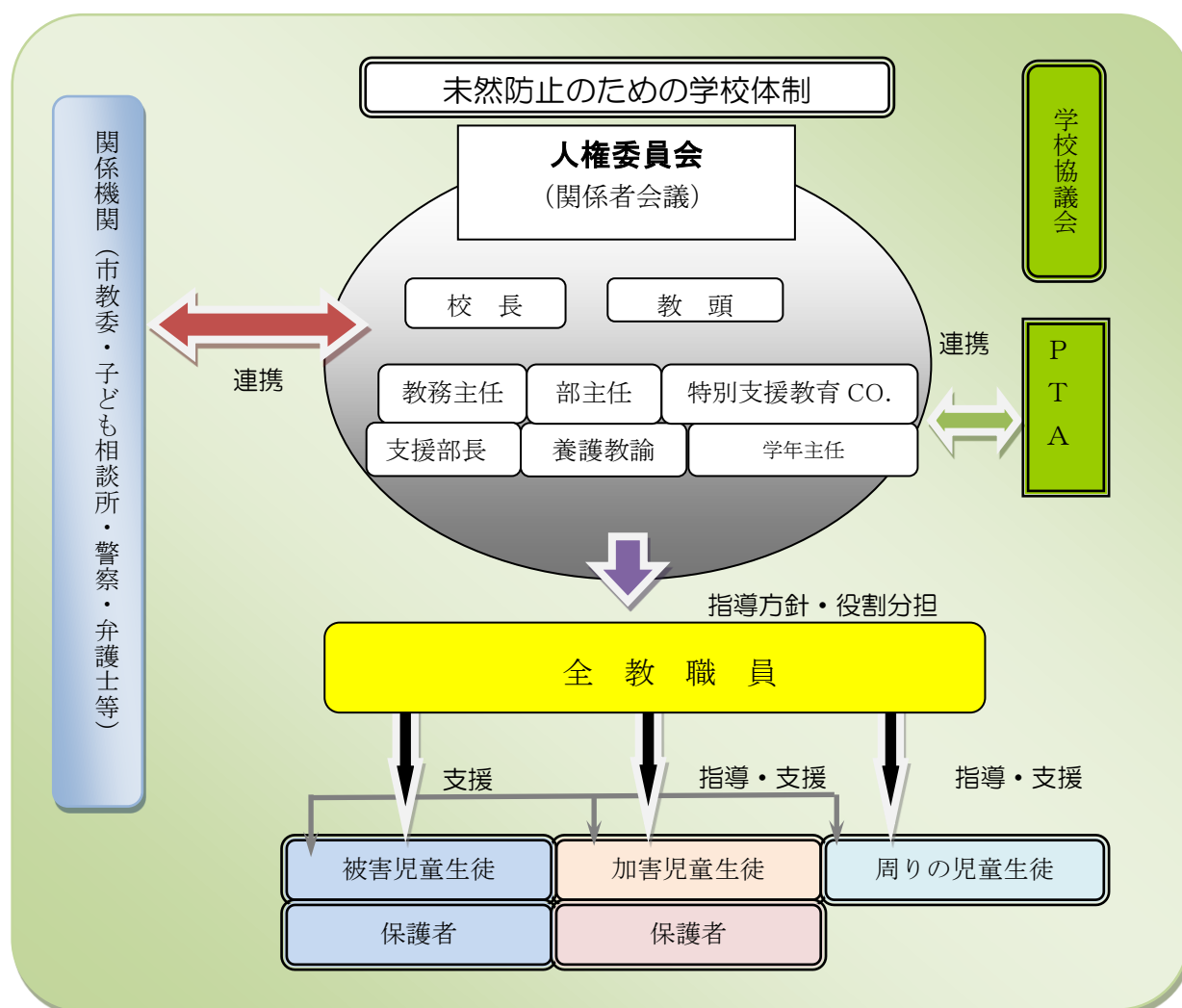
第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

2 未然防止のための学校体制

通常の人権擁護委員会のメンバーに加え、必要に応じて学年主任・支援部長・養護教諭等を交えて、より児童・生徒の実態に合った対応を協議する。



3 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解と人権意識の向上を図るため、教職員に対して研修を実施する。児童生徒に対しては、授業を含めたあらゆる教育活動の場面において、人権尊重の重要性の啓発、指導に取り組む。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。
そのために、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を増やし、人との正しい関わり方について学ぶことが必要である。
- (3) 指導上の注意としては、学級の決まりやルールが児童生徒に分かりやすく示されていることが大切である。また、分かりやすい授業づくりを進めるために、視覚支援を活用し児童生徒に見とおしを持たせることが必要である。
学校生活が安定したものになればいじめは発生しにくくなるため、日々の教育活動の充実が大切である。
- (4) 児童生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、交流及び共同学習などの体験教育を充実させることが必要である。
- (5) いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、教職員間で適切な連携を図れるような関係づくりに留意することが必要である。不適切な対応があった場合、速やかに人権擁護委員会で対応する。
- (6) 自己肯定感を育むために、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験ができるよう、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を持つようにする工夫が必要である。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

欠席や遅刻の増加の目に見える変化はもちろんのこと、「何となく元気がない」「給食の量が減った」「スクールバスでの様子が今までと違う」等の児童生徒が発する小さな変化やサインも見逃してはならない。

そのために教職員は、授業中だけでなく休み時間等にも声をかけて児童生徒の様子に注意をはらい、連絡帳や電話連絡、随時家庭訪問を行うことにより保護者との連携を深める必要がある。

また、会議や研修の場で情報交換を密に行うことにより、児童生徒の様子の変化や保護者からの情報を共有できるよう努めなければならない。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握として、各学期末の懇談会や家庭訪問で保護者から聴取する。
- (2) 「学校便り」「ホームページ」により、相談体制を広く周知する。
人権擁護委員会や学校協議会により、適正に機能しているかなど、定期的に体制を検証する。
- (3) 教育相談等で得た児童生徒の個人情報について、外部機関に提供する場合は原則として、児童生徒および保護者の同意を得た上で、校長の了承を得ることとする。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に向けて大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童生徒や保護者への対応については外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。
遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や部主任等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（人権擁護委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめた児童生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、人権擁護委員会が中心となって対応する。また状況に応じて、子ども相談所等の協力を得ることとする。

4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行う。
いじめに関わったとされる児童生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な指導・支援を行う。
- (3) いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて子ども相談所の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、学級での指導や学年集会を通じて自分の問題として捉えさせる。
そのため、まず、いじめに関わった児童生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
また、同調していたり、はやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。
「観衆」や「傍観者」の児童生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを日々の教育活動を通じて児童生徒に徹底して指導・支援する。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童生徒のエンパワメントを図る。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、人権擁護委員会において対応を協議し、関係児童生徒からの聞き取り等の調査、児童生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童生徒の意向を尊重するとともに、当該児童生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

附則 この基本方針は平成26年4月1日より施行する。